

# 建築物石綿含有建材調査者講習のお知らせ

首都圏建設産業ユニオン世田谷支部  
電話 03-3425-0881

石綿障害要望規則・大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。全ての解体・改修工事で義務付けられている、工事開始前の建材に石綿が入っているかどうかの調査が令和5年10月1日以降、調査者の資格を取得した者しかできなくなります。

そこで、調査者資格を取得するための講習を、(一財)日本環境衛生センターの協力を得て、建設ユニオンで開催します。非常に人気が高く、一般の開催では予約が難しい講習になります。是非、この機会をご活用下さい。

- 主催 一般財団法人日本環境衛生センター（共催：全建総連）
- 日時 令和4年7月30日・31日（土・日の2日間）（注1）  
1日目（講習） 受付9時～ 9時30分～18時  
2日目（講習・試験） 受付9時～ 9時30分～18時
- 会場 建設ユニオン本部4階会議室
- 定員 40名（申込順）（注2）
- 受講料 47,100円（テキスト・税込）
- 〆切 7月4日（月）までに必要書類をそろえて申込下さい
- 内容 動画視聴及び講師による講義（座学）、試験
- 取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者（注3）

注1 2日間全てに参加していただきます

注2 裏面の受講資格を満たす必要があります

注3 試験（マークシート方式）に合格する必要があります  
一般財団法人日本環境衛生センターのホームページに過去問が掲載されていますので、事前に予習しておく事をお勧めします。



<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

## ■主な受講資格（下表のいずれかの条件を満たす必要があります）

	受講資格要件	実務経験
①	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験不問
②	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材調査の実務経験5年以上
③	学歴不問	建築実務経験11年以上
④	大学の建築学科を卒業	建築実務経験2年以上
⑤	短期大学（3年制）の建築学科を卒業	建築実務経験3年以上
⑥	短期大学（2年制）又は高等専門学校 <sup>※</sup> の建築学科を卒業	建築実務経験4年以上
⑦	高等学校又は中等教育学校の建築学科を卒業	建築実務経験7年以上

### ◆必要書類など

**受講資格によって、用意する書類等が違います。**

**詳しくは支部にお問合せください。**

#### ■事務所等で記載いただく書類

- ①申込書
- ②様式1
- ③様式2
- ④承諾書（受講日当日持参）
- ⑤健康告知票（受講日当日持参）



#### ■持参いただく書類等

- ⑥顔写真のデータ（bmp、jpeg、jpg、pngの形式）  
※無帽・無背景の写真
- ⑦資格証明書の写し（上記受講要件①②の場合）
- ⑧卒業証明書（上記受講要件④⑤⑥⑦の場合）
- ⑨実務経験の経歴書（メモ書きで可）  
※実務経験の経歴書を様式2に記入します  
※事業主が自分の職歴を自分で証明する場合は、自署での証明と押印が必要です  
※事業主は自身の実務経験を証明するものとして、以下の書類が追加が必要です
  - ・定款、建設業許可証明書、開業届、解体業の許可の内の一つを用意
  - ・上記が用意できない場合、必要実務経験分の確定申告書を用意（2年～11年）
- ⑩受講料

